

熊本県建築物環境配慮制度 運用マニュアル

【2023年3月更新版】



令和5年（2023年）3月

熊本県（建築住宅局）建築課

熊本県ストップ温暖化 県民総ぐるみ運動推進会議

【関連 Web サイト：熊本県の地球温暖化対策ポータルサイト】
<https://www.kankyo-kumamoto.jp/kumaeco/list00207.html>

シンボルマーク



運用マニュアル【2023年3月更新版】目次

本編（１） 制度の概要

- 01 趣旨・目的 本編（１）-1～
- 02 根拠となる条例等
- 03 条例に基づく事務移譲
- 04 制度の対象
- 05 条例の適用除外
- 06 環境性能に関する評価ツール
- 07 評価結果の推奨ランクや標準ランク
- 08 公表
- 09 助言・要請、勧告など
- 10 くまもと環境配慮建築物マーク表示制度

本編（２） 手続きの流れ・様式・添付資料など

- 01 手続きの流れ 本編（２）-1～
- 02 様式等
- 03 添付資料など
- 04 各種情報（面積等）入力時の注意点

別冊（１） 熊本県独自の評価ツール【利用推奨】

- 01 評価ツールの電子データ（エクセル）等 別冊（１）-1～
- 02 評価ツールへの入力情報や評価ランクなど

別冊（２） CASBEE 熊本≪新築等≫評価ツール

- 01 評価ツールの電子データ（エクセル）等 別冊（２）-1～
- 02 CASBEE 熊本≪新築等≫評価ツールの全体構成
- 03 CASBEE 熊本≪新築等≫評価ツールにおける入力要領や採点基準など
- 04 CASBEE 熊本≪新築等≫評価ツールにおける増築や既存に関する取扱い
- 05 熊本県の重点評価事項

条例集

- 01 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（抜粋） 条例集 -1～
- 02 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（抜粋）

※前バージョン（2017年版）の第3章～第6章等の資料（≒CASBEE各ツールの評価マニュアルの情報を転載したPDF）は、参考までに熊本県Webサイト（建築課のページ）上で掲載しています。

運用マニュアル（前バージョンからの）更新概要

令和5年（2023年）3月

- ①建築物環境配慮計画書等への押印廃止（様式の改正：2021年7月から適用）や熊本県電子申請サービスによる提出対応の開始（県庁管轄分：2021年10月から試行開始）等に伴う改正
- ②他の公表済み資料等との重複掲載部分の解消や掲載内容の精査等
（例：IBECsの公表済み資料との重複掲載の解消、掲載の必要性が低い情報の掲載削除）
- ③建築物環境配慮計画書等の作成や提出に際しての負担軽減化に関する措置等
（例：重点チェック対象の明確化と提出すべき添付資料の精査、部数の縮減）
- ④各種様式や評価ツール等における対象建築物の情報（面積等）入力時の取り扱いの明確化

◆新バージョン：令和5年（2023年）4月から適用開始

本編（1） 制度の概要

01 趣旨・目的

低炭素社会への転換があらゆる分野で求められる中、建築分野においても中長期的視点に立った地球温暖化対策としての取組みを充実させることが必要です。

建築物は、いったん建築されると長期間利用されるものであり、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期にわたり継続することから、新築、増改築時点において環境性能の向上を図る取組みを早期に充実させることが重要です。また、ストックとして多数存在している既存建築物についても環境性能の向上を促す取組みが重要です。

一方、建築物は、まちなみや景観の一要素となり、それ自体が環境を構成し、人々の生活環境、社会活動環境に影響を与えます。

環境性能の向上を促進するためには、環境への負荷の低減と環境の質の向上の両面から取組みを促す必要があります。

そのため、県では、環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づき、「熊本県建築物環境配慮制度」を実施します。

この制度は、建築主・所有者等が、建築物の環境性能の評価を含めた「建築物環境配慮計画書」や「建築物環境性能届出書」（両者を併せて、以下「計画書等」といいます。）の提出を行い、その評価概要等を熊本県又は3市（熊本市、八代市、天草市）が公表するものです。

この制度を通じて、建築物の環境配慮に対する県民の意識を高め、自主的な取組みを促していくことで、環境に配慮した建築物の普及を図るものです。

制度施行日：平成22年（2010年）10月1日

02 根拠となる条例等

- ① 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）
- ② 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）
- ③ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（県内の所管行政庁への事務移譲関連）

03 条例に基づく事務移譲

熊本県建築物環境配慮制度は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（以下「建築物省エネ法」といいます。）との関連が強いことから、同法に基づく所管行政庁である熊本市、八代市及び天草市に条例に基づく事務を移譲しています。

対象建築物の建設地（所在地）がこれらの所管行政庁の区域内の場合は、それぞれ3市の担当部署に計画書等を提出してください。

なお、これら3市以外の区域内が建設地（所在地）となる場合は、県庁建築課に提出してください。

※建築主が国の機関の長等（国、都道府県、建築主事を置く市など）となる場合（例：建築基準法第18条の計画通知など）も、提出先は上述のとおりです。

なお、本マニュアルにおいては、これらの手続きに関連する用語は適宜読み替えてください。

▶例：確認申請書 ⇒ 計画通知書

【個別案件の相談・計画書等の提出先】

建設地 (所在地)	提出先の所管行政庁	所在地	電話
熊本市内	熊本市役所（都市建設局） 建築審査室	〒860-8601 熊本市中央区 手取本町1番1号	096-328-2516
八代市内	八代市役所（建設部） 建築指導課	〒866-8601 八代市 松江城町1番25号	0965-33-4750
天草市内	天草市役所（建設部） 建築課	〒863-8631 天草市 東浜町8番1号	0969-32-6797
熊本県内における 上述以外の敷地	熊本県庁（土木部建築住宅局） 建築課 【建築物環境配慮制度担当】 ※可能な限り、 <u>オンライン</u> ＝ <u>電子申請サービス</u> にて ご提出をお願いします。	〒862-8570 熊本市中央区 水前寺6丁目18番1号	096-333-2534 (または) 096-333-2535

【制度全般の相談】

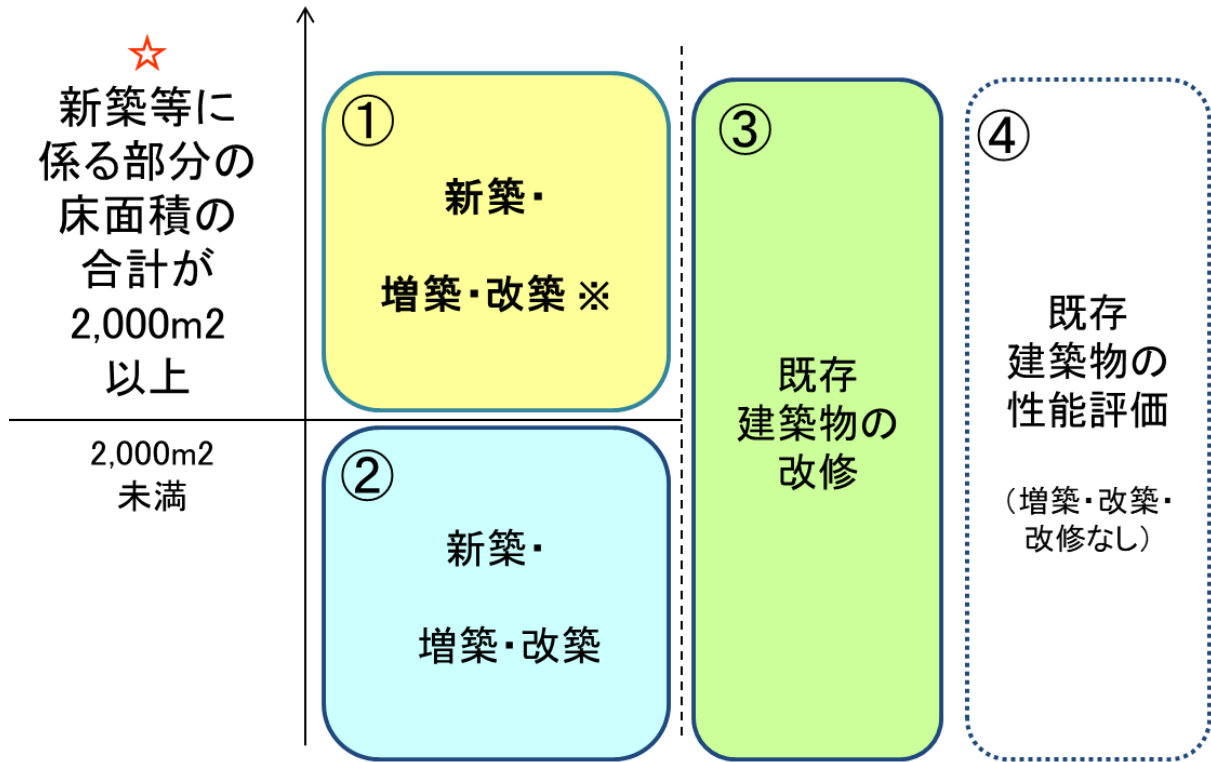
- ・熊本県（土木部建築住宅局）建築課【建築物環境配慮制度担当】
- ・電子メール：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

※ご連絡の際は、電子メールを優先でお願いします。

（県でメールを受信後に内容を確認のうえ、折り返し送信元のアドレス宛に返信します。）

04 制度の対象

「建築物環境配慮計画書」等の提出の対象となる種別や規模等は次のとおりです。



☆ ⇒ **確認申請書(第四面)【口.合計】申請部分**の
数値で判断

※ 増築・改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合が対象

- ① 特定建築物（棟単位：新築等に係る部分の床面積の合計が2,000m²以上）の新築、増築・改築
- ▶ 条例第32条第1項により、計画書を提出する必要があります。【必須】
 - ※ **建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する場合は、条例の適用除外**です。
（次のページを参照）
⇒①の区分に該当する場合でも、「建築物環境配慮計画書」の**作成や提出は不要**です。
- ② 特定建築物以外の新築、増築・改築
- ▶ 条例第32条第2項により、計画書を提出することが可能です。（任意）
- ③ 既存建築物の改修（省エネ改修、用途変更など） ※戸建住宅は除く
- ▶ 条例第32条第2項により、計画書を提出することが可能です。（任意）
- ④ 既存建築物（増築・改築・改修なし）の性能評価 ※戸建住宅は除く
- ▶ 条例第34条により、届出書を提出することが可能です。（任意）

【同一敷地内に複数棟を整備する場合の取扱い】 ※例図を参照

- 棟ごとに計画書を作成し提出してください。
- 計画書にはそれぞれ、適切な建築物の名称（棟名）を記載してください。

※なお、棟単位は、建築基準法における「確認申請書（第四面）」1枚につき1棟とします。
 ただし、建築物省エネ法における「省エネ計算の対象」棟の範囲が、上述の棟単位よりもさらに区分されている場合は、それらの区分ごとに1棟とします。

例：附属棟	例：製造棟	例：オフィス棟
☆延べ面積 800 m ² ⇒提出は任意	☆延べ面積 25,000 m ² ⇒提出が必要：1棟＝1通 ・建築物の名称：例えば 「〇〇事業所製造棟」	☆延べ面積 10,000 m ² ⇒提出が必要：1棟＝1通 ・建築物の名称：例えば 「〇〇事業所オフィス棟」

05 条例の適用除外

※県Webサイト掲載資料から抜粋

熊本県地球温暖化の防止に関する条例・環境配慮計画書：適用除外の整理について

令和4年（2022年）1月時点・熊本県 建築課

【条例等の抜粋】

- ・条例第32条第1項（建築物環境配慮計画書の作成等）
 建築主であって、規則で定める規模以上の新築、改築又は増築をしようとする者（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】第18条各号のいずれかに該当する建築物に係る建築主を除く。以下「特定建築主」という。）は、…計画書（「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
 - ・条例施行規則第27条（特定建築主に該当することになる新築等の規模）
 条例第32条第1項の規則で定める規模は、床面積（改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートルとする。
- ⇒条例第32条第1項における『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】第18条各号のいずれかに該当する建築物』の概略は、後掲の（補足資料）を参照してください。

→→建築物によっては、床面積の合計が2,000平方メートル（2,000m²）以上の規模であっても「建築物環境配慮計画書」の提出が不要となる場合があります。

（補足資料） ※【建築物省エネ法】第18条各号（＝「建築物環境配慮計画書」の提出が不要）の建築物

- ① 法第18条【第一号】、令第7条【第1項：第一号と第二号】（法第22条・27条）
 ⇒空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- ② 法第18条【第二号】、令第7条【第2項：第一号～第六号】（法第22条・27条）
 ⇒文化財・伝建・重要美術品などのうち政令で定める建築物
- ③ 法第18条【第三号】、令第7条【第3項：第一号～第三号】（法第22条・27条）
 ⇒仮設の建築物であって政令で定めるもの

06 環境性能に関する評価ツール

（1）熊本県独自の評価ツール【利用推奨】 ⇒詳細は別冊（1）
 エコまち法（都市の低炭素化の促進に関する法律）第四章による【低炭素建築物】認定基準から主要な要素を抽出・準用して構成した評価ツールです。

（2）CASBEE熊本<<新築等>>評価ツール ⇒詳細は別冊（2）
 建築物省エネ法の円滑な運用に資する基準整備の検討や低炭素建築物・SDGs推進方策等の技術開発などに関する事業団体であるIBEC【（一財）建築環境・省エネルギー機構】☆が普及促進を図っている評価ツール「CASBEE」を基に、熊本県版として構成した評価ツールです。

☆2022年4月1日に名称変更：IBECs＝（一財）住宅・建築SDGs推進センター

07 評価結果の推奨ランクや標準ランク

熊本県建築物環境配慮制度では、条例の趣旨（建築主等自らによる、環境品質を高め、環境負荷を軽減する取組みを求めていく）を踏まえ、義務的な基準値の設定はしていません。

しかしながら、建築主・所有者の方々が、主体的に建築物の環境品質を高め、環境負荷を低減するような取組みを行うことは重要と考えられるため、推奨ランク及び標準ランクを設定しています。

推奨ランク：S＝素晴らしい、A＝大変良い

標準ランク：B⁺＝良い

【別表1】 評価結果等の概要

評価ツール	ランク、評価・判定値	表示方法
（1）熊本県独自の評価ツール ⇒BPI（BPIm）やBEI（BEIm）、 低炭素化に資する項目数 などに応じてS～C	S 素晴らしい （BEE 値 3.0 以上）	★★★★★
	A 大変良い （BEE 値 1.5 以上 3.0 未満）	★★★★
	B ⁺ 良い （BEE 値 1.0 以上 1.5 未満）	★★★
（2）CASBEE 熊本<<新築等>> 評価ツール ⇒BEE 値に応じてS～C	B ⁻ やや劣る （BEE 値 0.5 以上 1.0 未満）	★★
	C 劣る （BEE 値 0.5 未満）	★

環境性能の評価結果がS又はAランクの建築物については、その取組みを事例として所管行政庁のWebサイトや冊子等により紹介する場合があります。そのため、必要に応じ調査・ヒアリング等を依頼する場合がありますので、御協力をお願いします。

08 公表 ※条例第35条・規則第35条

ご提出いただいた【評価結果等の概要】については、管轄の所管行政庁のWebサイト等で公表されます。

※県や3市のWebサイト：検索キーワード「くまもと 環境配慮 公表」

※本制度は、建築主等の自己評価による届出を公表するものです。

よって、県や3市が認証を行うものではありません。

【評価結果等の概要の公表を取りやめる措置等】

工事が中止となった場合等、事情により、県又は3市のWebサイト上での評価結果等の概要の公表の取りやめをご希望される場合は、その旨を当該所管行政庁の担当部署へご連絡ください。

また、当該情報を公表することが不適切であると判断される場合には、県又は3市の判断により公表を取りやめることがあります。

09 助言・要請、勧告など**(1) 助言・要請**

提出された計画書等の内容についてヒアリング等や現地確認を行い、評価向上のための助言や根拠となる図書等の提出を追加でお願いする場合があります。

特に、評価ツールにおけるスコアシート上の評価点が3点超（＝3.1点以上）の配慮項目については、根拠資料等の入念な準備をお願いします。

(2) 勧告・公表

条例第51条により、特定建築主が、次に該当すると認められる場合には、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。

- ・ 正当な理由なく、建築物環境配慮計画書又は建築物環境配慮変更計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき

また、条例第52条により、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめ、熊本県環境審議会の意見を聴いた上で、その旨及び当該勧告内容を公表する場合があります。

10 くまもと環境配慮建築物マーク表示制度

「熊本県建築物環境配慮制度」に関連し、建築物の環境性能の向上に関し積極的な取組みを行う建築主・設計者等が、自らが関わる建築物の環境性能をPRできる登録制度を構築し、より環境性能の高い建築物の普及促進を図るため『くまもと環境配慮建築物マーク表示制度』を実施しています。

（任意の制度です。）

詳細については、県Webサイトをご確認ください。

※県Webサイト：検索キーワード「 くまもと 環境配慮 マーク表示 」

本編（2） 手続きの流れ・様式等・添付資料など

01 手続きの流れ

▶提出先は、対象建築物の建設地（所在地）に応じて県庁建築課又は3市（熊本市・八代市・天草市）です。

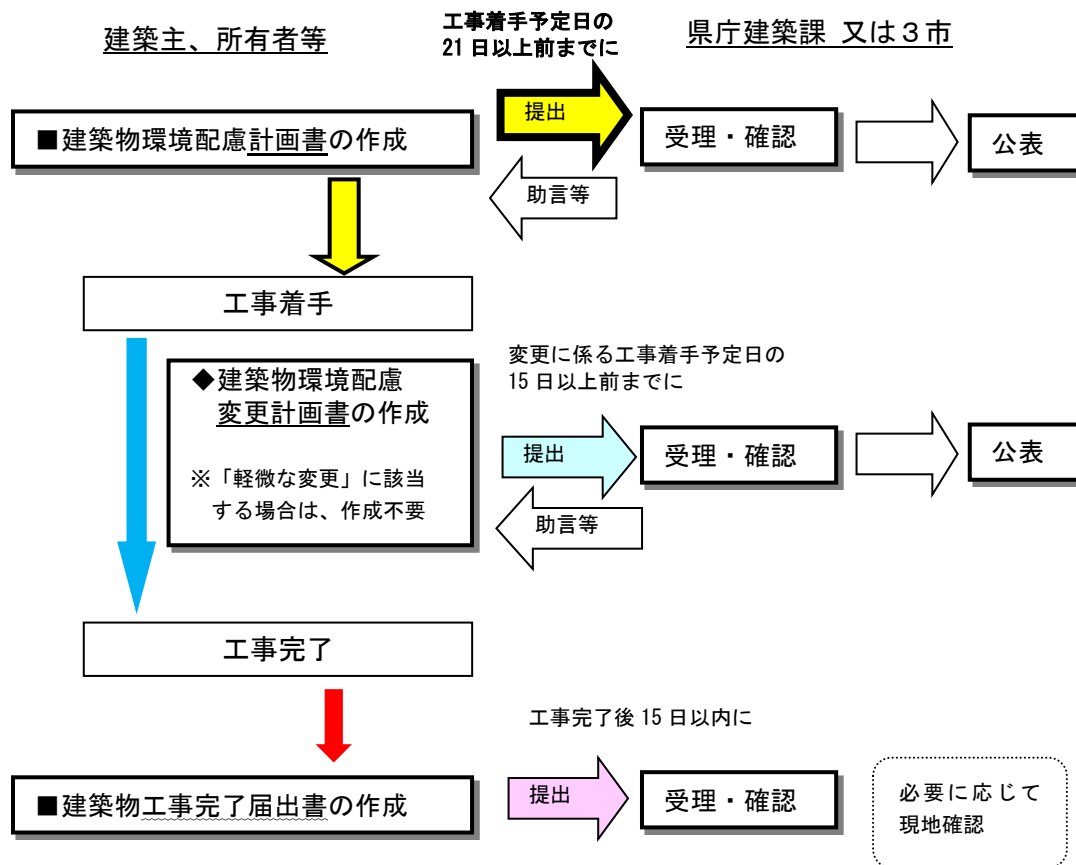
【提出方法】 ※2023年3月現在：詳細は各所管行政庁のWebサイトでご確認ください。

- 県庁建築課：オンライン（熊本県電子申請サービス）又は書類（紙：郵送等又は持参）
- 3市：書類（紙：郵送等又は持参）

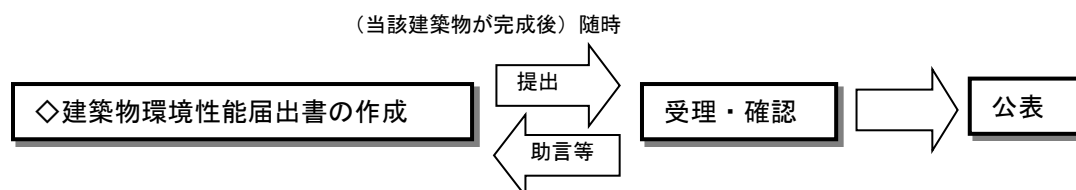
※書類（紙：郵送等又は持参）の場合においても、電子データの提出が必要な特定の資料がありますので、ご協力をお願いします。

電子データについては、電子メディア（CD-R）等による方法で準備をお願いします。

■建築物環境配慮計画書：新築、増築・改築、改修 ※義務又は任意



◇建築物環境性能届出書：既存建築物の性能評価を行う場合 ※任意



02 様式等 ※条例・規則で規定：最新版は県Webサイトから入手してください

■別記第8号様式（規則第29条・第30条関係）

⇒「建築物環境配慮計画書」

※第1章：4 制度の対象も参照

①特定建築物（新築等に係る部分の床面積の合計が2,000m²以上）の新築、増築・改築

- ▶ 条例第32条第1項により、計画書を提出する必要があります。【必須】
- ・評価ツール：熊本県独自の評価ツール 又は CASBEE熊本<<新築>>評価ツール
（戸建住宅の場合は、熊本県独自の評価ツール 又は CASBEE熊本<<戸建>>評価ツール）

※建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する場合は、条例の適用除外です。

②特定建築物以外の新築、増築・改築

- ▶ 条例第32条第2項により、任意で計画書を提出できます。
- ・評価ツール：熊本県独自の評価ツール 又は CASBEE熊本<<新築>>評価ツール
（戸建住宅の場合は、熊本県独自の評価ツール 又は CASBEE熊本<<戸建>>評価ツール）

③既存建築物の改修（省エネ改修、用途変更など） ※戸建住宅は除く

- ▶ 条例第32条第2項により、任意で計画書を提出できます。
- ・評価ツール：CASBEE 熊本<<改修>>評価ツール

◎提出物

- ・様式「建築物環境配慮計画書」：1セット ・添付資料（本編（2） - 4ページ参照）：1セット

◎提出時期

規則第29条・第30条：工事の着手の予定の日の21日以上前までに提出してください。

◆別記第9号様式（規則第31条関係）

⇒「建築物環境配慮変更計画書」

◎提出が必要なケース等

- ・条例第32条第3項により「建築物環境配慮計画書に記載されている事項を変更する場合」に提出が必要で。
- ・なお、当該変更が条例第32条第3項ただし書き「規則で定める軽微な変更」に該当する場合は、提出は不要です。

【規則第32条：軽微な変更】

（1）建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の変更のうち、環境配慮評価結果が変わらないもの

※「環境配慮評価結果が変わらないもの」とは、評価ツールによるランクが変わらない場合をいいます。

（熊本県独自の評価ツール⇒「評価ランク」、CASBEE熊本評価ツール⇒「BEEランク」）

（2）知事が軽微と認める変更

※「建築基準法上の計画変更該当しない軽微な変更の場合」などがあります。

各所管行政庁のWebサイトで公表済みの【評価結果等の概要等】や当該建築物の諸元等の内容に影響を与えない変更である場合は、軽微な変更として取扱います。

◎提出物

- ・様式「建築物環境配慮変更計画書」：1セット ・変更部分に係る資料等：1セット

◎提出時期

規則第31条：変更に係る工事の着手の予定の日の15日以上前までに提出してください。

■別記第10号様式（規則第33条関係）

⇒「建築物工事完了届出書」

◎提出が必要なケース等

- ・条例第33条により、「建築物環境配慮計画書に係る建築物の工事が完了した場合」に提出が必要です。

◎提出物

- ・様式「建築物工事完了届出書」：1セット

◎提出時期

規則第33条：工事完了後15日以内に提出してください。

◇別記第11号様式（規則第34条関係）

⇒「建築物環境性能届出書」

※第1章：4 制度の対象も参照

④既存建築物の性能評価 ※戸建住宅は除く

- ▶ 条例第34条により、届出書を提出することが可能です。（任意）
 - ・評価ツール：原則としてCASBEE熊本《既存》評価ツール（詳細については、別冊（2）を参照）

◎提出物

- ・様式「建築物環境性能届出書」：1セット ・添付資料（詳細は次ページを参照）：1セット

◎提出時期

規則第34条：当該建築物が完成後に提出してください。（任意）

☆すべての手続きに共通：委任状について

◎建築主等に代わって設計業務の受託者等が提出を行う場合は、委任状を添付してください。

◎様式は任意です。なお、委任事項（例を参照）の記載など、漏れなくご確認をお願いします。

- ・例1：「【熊本県地球温暖化の防止に関する条例】に関する一切の手続きを委任する。」
- ・例2：「今回の建築（計画）に伴い必要となる法令・条例等に関する一切の手続きを委任する。」

※委任者（建築主等）の記名等の取扱いは、提出先の所管行政庁にお尋ねください。

☆すべての手続きに共通：提出（受付）履歴等の把握方法

◎書類（紙：郵送等又は持参）の場合

- ・例1：様式（※受付欄があるページ）をもう1枚持参のうえ受付スタンプ等の記載を要望
- ・例2：受付スタンプ等が記載された様式の紙面コピーの配布を要望

◎オンライン（熊本県電子申請サービス）の場合は、手続きオンライン画面上で年月日付きで「受理しました」旨が表示されます。または、その旨の連絡が登録メールアドレス宛に届きます。

03 添付資料など

次の【①様式等】に添付する【②～⑤】資料の具体例です。

- ・ ■別記第8号様式（規則第29条・第30条関係）⇒「建築物環境配慮計画書」
- ・ ◇別記第11号様式（規則第34条関係）⇒「建築物環境性能届出書」

①様式等（様式や委任状） ※本編（2）-2 ページ **2 様式等** を参照してください。

②省エネ性能や建築計画に関するダイジェスト

- ・ 省エネ計画書や計算書の抜粋：建築物省エネ法上の用途区分、BPI（BPI_m）やBEI（BEI_m）の値 ⇒省エネ適判（省エネ届出）等に用いた資料から抜粋してください。
- ・ 付近見取図 ・ 配置図
- ・ 敷地面積の根拠資料（敷地求積図や計算表など）
- ・ 建築面積や延べ面積の根拠資料（求積図や計算表など）
- ・ 平面図（地下ピットや屋上・屋根等も対象）
- ・ 立面図（2面以上）
- ・ 断面図（1方向以上） ・ 仕上げ表

③根拠資料

⇒次のケースに応じて、計算書・チェックリスト、カタログ抜粋、図面などを調製してください。

※可能な限り（特に図面には）該当部分に色付き文字でのコメントや囲みの追記等による強調表示をお願いします。

- ・ 熊本県独自の評価ツールの場合：低炭素化に資する措置に関する根拠資料
→要件：節水、雨水等の再利用設備、HEMS・BEMS、再生可能エネルギー利用設備、などから2項目以上
- ・ CASBEE熊本<<新築等>>評価ツールの場合：スコアシート上の評価点（レベル）が3点超（=3.1点以上）となる配慮項目についての根拠資料
→例1：Q1-2.1.1 室温 ⇒M-機械設備図（空調の設計条件が記載されたページ≡特記仕様書など）を提出
→例2：Q2-3.1.2 形状 ⇒[壁長さ比率] 計算が記載された計算書などを提出
→例3：LR3-3.3.1 照明 ⇒光害対策ガイドライン「チェックリスト」や配慮事項（シート）を提出
- ・ その他、所管行政庁が必要と認める資料
⇒必要に応じてお願いする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

④評価結果の概要等：書類（紙：郵送等又は持参）の場合も、電子データを提出してください

- ・ 熊本県独自の評価ツールの場合：次のページを1ファイルのPDFに結合
＝評価結果 + 低炭素化に資する措置（計画上の配慮事項）
- ・ CASBEE熊本<<新築等>>評価ツールの場合：次のページを1ファイルのPDFに結合
＝性能表示 + 評価結果 + 配慮事項 + スコアシート + 熊本県重点評価結果スコアシート

⑤評価ツール：電子データを提出してください ※最新版は県Webサイトから入手してください

- ・ 熊本県独自の評価ツールの場合：入力済みエクセルファイル等
- ・ CASBEE熊本<<新築等>>評価ツールの場合：入力済みエクセルファイル等

※CASBEE熊本<<新築等>>評価ツールの場合は、原則として「設計仕様確認支援ツール」についても作成をお願いします。書類（紙：郵送等又は持参）の場合も、電子データを提出してください。

（この支援ツールは、「CASBEE熊本」による的確な評価を支援するツールです。所管行政庁での審査や質疑等のやりとりに際して活用します。使用方法の詳細は支援ツール内に明記しています。）

なお、提出先が県庁建築課の場合は、支援ツールの提出は不要です。

04 各種情報（面積等）入力時の注意点

別記第8号様式（規則第29条・第30条関係）「建築物環境配慮計画書」に関する様式や評価ツールを例として、特に質問等が多いケースを紹介します。

なお、別記第11号様式（規則第34条関係）「建築物環境性能届出書」に関する様式や評価ツールについても、同様の手順で入力をお願いします。

■建築物環境配慮計画書（表）≒1枚目

- ・ 建築物の名称：「 〇〇庁舎新築工事 」といった工事名ではなく、『 〇〇庁舎 』を入力
- ・ 工事の種別：確認申請書（第四面）【3. 工事種別】と整合
- ・ 敷地面積：確認申請書（第三面）【ホ. 敷地面積の合計】の総合計と整合
- ・ 建築面積：確認申請書（第三面）申請部分のうち対象棟に係る建築面積と整合
- ・ 床面積の合計（新築等）：確認申請書（第四面）【ロ. 合計】申請部分と整合
- ・ 床面積の合計（その他）：確認申請書（第四面）【ロ. 合計】申請以外の部分と整合
- ・ 床面積の合計（合計）：確認申請書（第四面）【ロ. 合計】合計と整合
- ・ 構造：確認申請書（第四面）【4. 構造】と整合
- ・ 高さ：確認申請書（第四面）【イ. 最高の高さ】と整合
- ・ 階数：確認申請書（第四面）【8. 階数】と整合

■建築物環境配慮計画書（裏）≒2枚目

- ・ 計画内容に係る連絡先：事務所名と所在地、当該事務所の担当者名や電話番号等
一委任状（当該計画書の作成や提出に係る業務）の受託者の情報と整合
- ・ 備考：CASBEE評価員の資格者が関与している場合は、当該資格者の氏名及び評価員番号
- ・ 備考：当該計画書や評価ツール（CASBEE熊本や熊本県独自の評価ツール）、省エネ計算等に関する再受託者等が別に関与する場合は、連絡先（事務所名、担当者名、電子メールアドレス等）

◆熊本県独自の評価ツールの場合：メインシート

- ・ 建物名称：「 〇〇庁舎新築工事 」といった工事名ではなく、『 〇〇庁舎 』を入力
- ・ 敷地面積：確認申請書（第三面）【ホ. 敷地面積の合計】の総合計と整合
- ・ 建築面積：確認申請書（第三面）申請部分のうち対象棟に係る建築面積と整合
- ・ 延床面積：確認申請書（第四面）【ロ. 合計】申請部分と整合
- ・ 工事の種別：確認申請書（第四面）【3. 工事種別】と整合
- ・ 階数：確認申請書（第四面）【8. 階数】と整合
- ・ 構造：確認申請書（第四面）【4. 構造】と整合

◆CASBEE熊本<<新築等>>評価ツールの場合：メインシート

- ・ 建物名称：「 〇〇庁舎新築工事 」といった工事名ではなく、『 〇〇庁舎 』を入力
- ・ 敷地面積：確認申請書（第三面）【ホ. 敷地面積の合計】の総合計と整合
- ・ 建築面積：確認申請書（第三面）申請部分のうち対象棟に係る建築面積と整合
- ・ 延床面積：確認申請書（第四面）【ロ. 合計】申請部分と整合
- ・ 階数：確認申請書（第四面）【8. 階数】と整合
- ・ 構造：確認申請書（第四面）【4. 構造】と整合

※電子データのファイル名の付け方のルール

- ・PC端末でのファイルチェックやデータ整理の際の混乱を避けるため、次を参考としてファイル名を入力してください。

【例】様式ほか：ファイル名の先頭に01・02、11・12、21、31、41、51、61 といった仕分け番号を付ける

- ・「 01評価結果の概要等 」 ≡ HP公表用のダイジェスト6ページ分：1ファイルのPDFに結合
- ・「 02評価ツール 」
- ・「 11環境配慮計画書 」 ・ ・ ・別記第8号様式（規則第29条・第30条関係）など
- ・「 12委任状 」
- ・「 21省エネ計画書や計算書の抜粋 」
- ・「 31根拠資料：BEMS関連 」 ・ ・ ・低炭素化に資する措置の一つとして選択する場合の例
- ・「 41根拠資料：計算書・チェックリスト 」
- ・「 51根拠資料：カタログ抜粋 」
- ・「 61確認申請書：第三面・第四面 」 ・ ・ ・作成済みであればご提出をお願いします

【例】図面：ファイル名の先頭にAA、AS、EE、MM、AG といった仕分け文字を付ける

- ・ AA意匠01 ≡建築計画に関するダイジェスト（配置図、平面図、立面図、ほか）
 ※先述③根拠資料としての該当情報があれば、その旨を追記してください。
 →例：Q2-1.1.1 広さ
 ⇒平面図に、1人当たりの執務スペース◎㎡を記入
- ・ AA意匠02 ≡01以外の詳細図など ・ ・ ・先述③根拠資料として提出する場合
- ・ AS構造 ・ ・ ・先述③根拠資料として提出する場合
- ・ EE電気設備 ・ ・ ・先述③根拠資料として提出する場合
- ・ MM機械設備 ・ ・ ・先述③根拠資料として提出する場合
- ・ AG外構 ・ ・ ・先述③根拠資料として提出する場合

別冊（1） 熊本県独自の評価ツール【利用推奨】

エコまち法（都市の低炭素化の促進に関する法律）第四章による【低炭素建築物】認定基準から主要な要素を抽出・準用して構成した評価ツールです。

01 評価ツールの電子データ（エクセル）等

・詳細は、熊本県Webサイトに掲載しています。

※県Webサイト：検索キーワード「環境配慮 熊本県独自の評価ツール」（参考イメージ）

熊本県 建築物環境配慮制度 熊本県独自の評価ツール：メインシート			
v2022.0701			
【概要】			
(諸元)			
■ 建物名称	熊本県庁(行政棟)本館庁舎		省エネ:地域区分
■ 建設地・地域区分	熊本市中心区水前寺6-18-1		6地域
■ 地域・地区 用途地域等	2種住居		
■ 竣工時期、予定or竣工	2025年2月	←西暦年/月 ……例「2025/2」等を入力	予定
■ 敷地面積	97,700.00	m ²	
■ 建築面積	10,600.00	m ²	
■ 延床面積	106,000.00	m ²	うち、住宅部分の床面積⇒ 0.00 m ²
■ 建物用途 計画書(表面)と整合させる⇒	事務所		非住宅1
■ 工事の種類	新築	用途種別:床面積の割合が最も多い用途で判断する↓	
■ 階数	地上13階、地下2階		
■ 構造	S・RC・木造以外		
(評価の実施)			
■ 評価の実施日	2022年7月1日	←西暦年/月/日	
■ 作成者	佐藤		
■ 確認日	2022年7月1日	←西暦年/月/日 ……第3者による評価結果の確認年月日	
■ 確認者	鈴木		

02 評価ツールへの入力情報や評価ランクなど

・参考Webサイト【環境省】：「低炭素建築物新築等計画の認定基準について（案）」
https://www.env.go.jp/council/06earth/y060-111/mat03_3.pdf

☆準用元：エコまち法【低炭素建築物の認定基準】・・・定量的評価項目（必須項目）

■省エネルギー性能

- 外皮の熱性能 ⇒BPI (BPI_m) など
- 一次エネルギー消費量関連 ⇒BEI (BEI_m)

※BELS（建築物省エネ法第7条関連）基準値に応じて、5段階評価とします。なおBELSと同様に、用途によって達成のしやすさが異なるため、住宅、非住宅1、非住宅2という計3種類に分類します。

☆準用元：エコまち法【低炭素建築物の認定基準】・・・選択的項目

◎低炭素化に資する措置

⇒次の1から8の選択的項目うち、2項目以上について適合することが必要です。

- 1 節水に関する取組について、以下のいずれかの措置を講じている。
 - ・設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用している。
 - ・設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用している。
 - ・定置型の食器洗浄機を設置している。定置型の食器洗浄機を設置していること。
 ※共同住宅における住棟、及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置していること。
- 2 雨水、井戸水又は雑排水利用のための設備を設置している。

3 HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）又はBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を設置している。

※共同住宅における住棟、及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置している。

4 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池を設置している。

※共同住宅における住棟、及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

5 一定のヒートアイランド対策として、以下のいずれかの措置を講じている。

- (1) 敷地面積に対する緑地・水面等の面積割合を10%以上確保する。
- (2) 敷地面積に対する日射反射率の高い舗装材により被覆した面積割合を10%以上確保する。
- (3) 屋根面に対する緑化等の対策を行った面積割合を20%以上確保する。
- (4) 外壁面積に対する緑化対策を行った面積割合を10%以上確保する。
- (5) (1)の面積割合、(2)の面積割合、(3)の面積割合の2分の1、及び(4)の面積割合の合計が10%以上となる。

6 住宅の劣化の軽減に資する措置を講じている。

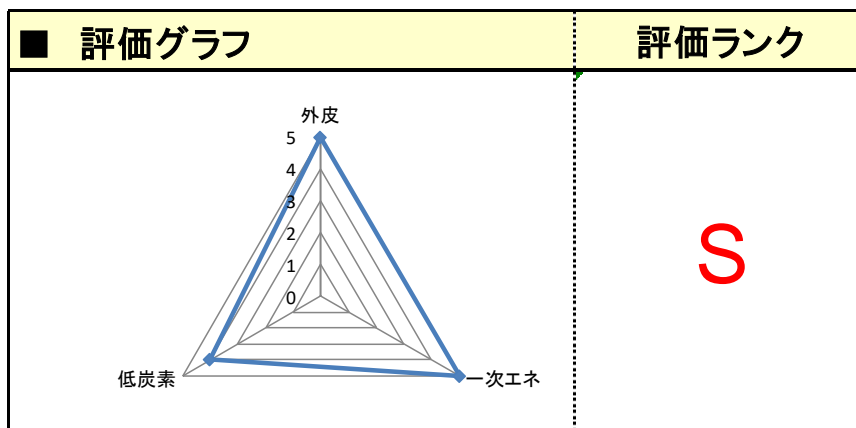
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準（平成28年建設省告示第号）における、劣化対策等級3に該当する措置を講じている。

7 木造住宅若しくは、木造建築物である。

8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用している。

☆評価ランクなど

- ・ 上述の各評価レベルの平均値等を基に、総合的な評価ランクなどが決定されます。
- ・ CASBEE熊本《新築等》評価ツールと同様に、S～Cの5段階で表示されます。



別冊（2） CASBEE 熊本《新築等》評価ツール

建築物省エネ法の円滑な運用に資する基準整備の検討や低炭素建築物・SDGs推進方策等の技術開発などに関する専門機関であるIBEC【（一財）建築環境・省エネルギー機構】☆が普及促進を図っている評価ツール「CASBEE」を基に、熊本県版として構成した評価ツールです。 別冊（2）

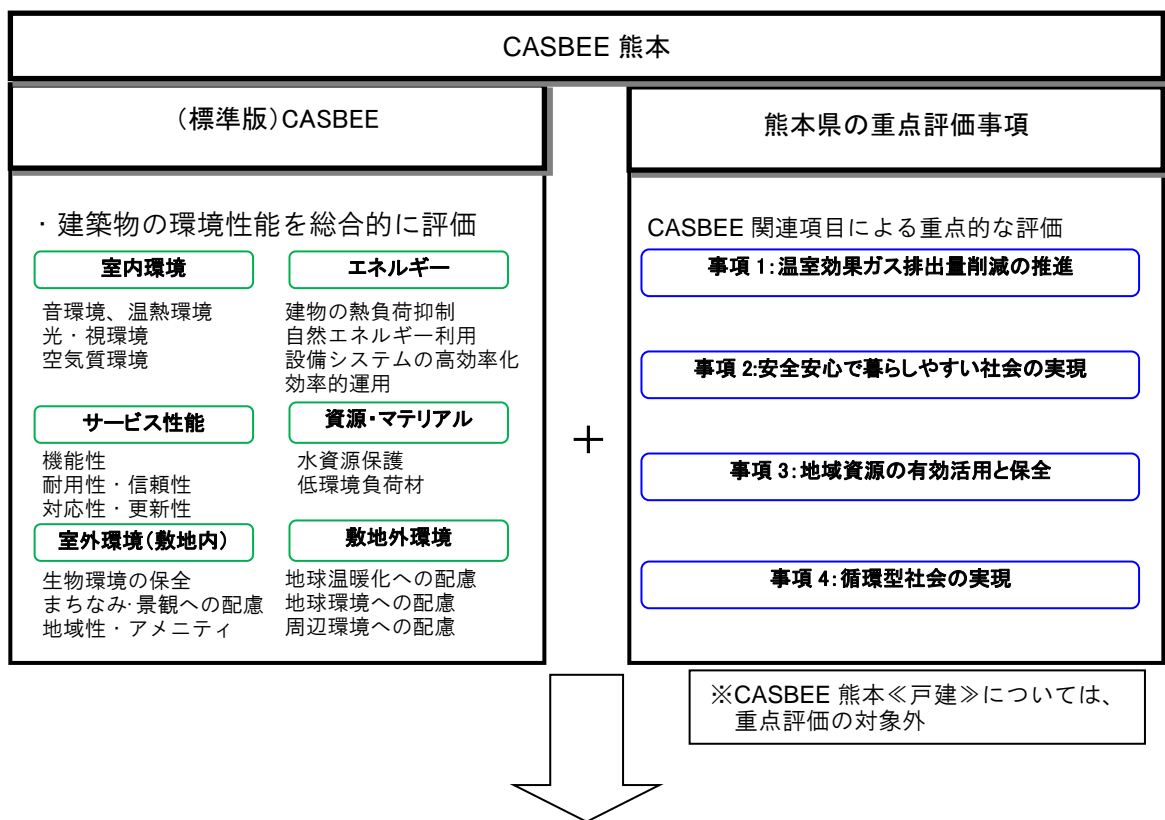
☆2022年4月1日に名称変更：IBECs＝（一財）住宅・建築SDGs推進センター

01 評価ツールの電子データ（エクセル）等

・詳細は、熊本県Webサイトに掲載しています。

※県Webサイト：検索キーワード「CASBEE熊本 評価ツール」

建築行為等の種別に応じた評価ツールの取り扱いは次のとおりです。

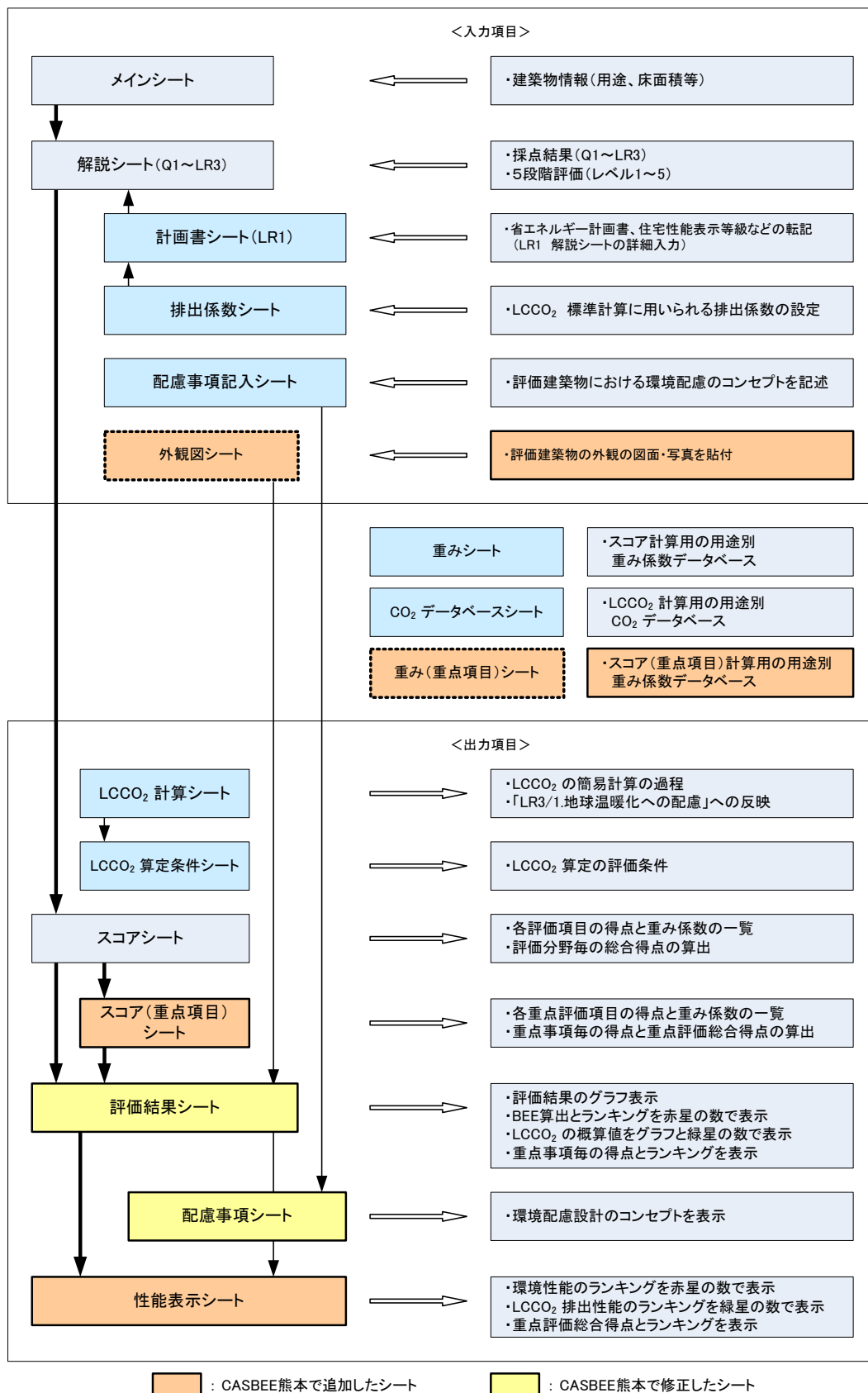


※様式：本編の第2章「様式等」をご確認ください

建築行為等の種別	使用する評価ツール
	※「熊本県独自の評価ツール」が適用できない場合に使用してください
様式第8号：新築、増築、改築 (戸建て住宅を除く)	CASBEE熊本《新築》
様式第8号：既存建築物の改修 (戸建て住宅を除く)	CASBEE熊本《改修》
様式第11号：既存建築物の性能評価 (戸建て住宅を除く)	CASBEE熊本《既存》
様式第8号：戸建て住宅に関する 新築、増築、改築	CASBEE熊本《戸建》

02 CASBEE 熊本<<新築等>>評価ツールの全体構成

- ・表計算ソフト（エクセル）上で簡単に入力できるように開発されています。
- ・建築物用途の違いに関わらず、同一のソフトを用いて行うことができます。



03 CASBEE 熊本《新築等》評価ツールにおける入力要領や採点基準など

- ・ 次の各ツールに応じて、（一社）日本サステナブル建築協会（JSBC）が公表している各マニュアル（解説PDF）に準じています。
- ・ 各マニュアル（解説PDF）は、それぞれの入手先Webページから無料でダウンロードできます。
⇒ 所定の欄にメールアドレスを入力の上 をクリックすると、当該メールアドレス宛にパスワード等が記載されたメールが届く仕組みです。

■ CASBEE熊本《新築》評価ツール：CASBEE-建築（新築）評価マニュアル（2016年版）

⇒ 当該マニュアルの入手先 Web ページ：2023年3月時点の確認情報
<https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/cgi-bin/nc/access-blocker.cgi>

（イメージ）

CASBEE-建築（新築）のダウンロード

メールアドレスの登録がお済みの方は下にパスワードを入力して「認証」ボタンを押して下さい。
パスワードはコピー&貼り付けで入力せず、キーボードから直接入力してください。

パスワードをお持ちでない方は、下記にメールアドレスを入力しボタンを押してください（メールアドレスに間違いがないか良くご確認ください）。

【注意】パスワードは2016年3月14日に変更されました。新しいパスワードをお持ちでない場合には、再度メールアドレスをご登録ください。

■ CASBEE熊本《改修》評価ツール：CASBEE-建築（改修）評価マニュアル（2014年版）

⇒ 当該マニュアルの入手先 Web ページ：2023年3月時点の確認情報
<https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/cgi-bin/ebrn/access-blocker.cgi>

◇ CASBEE熊本《既存》評価ツール：CASBEE-建築（既存）評価マニュアル（2014年版）

⇒ 当該マニュアルの入手先 Web ページ：2023年3月時点の確認情報
<https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/cgi-bin/ebrn/access-blocker.cgi>

■ CASBEE熊本《戸建》評価ツール：CASBEE-建築（戸建）評価マニュアル（2018年版）

⇒ 当該マニュアルの入手先 Web ページ：2023年3月時点の確認情報
<https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/cgi-bin/access/access-blocker.cgi>

04 CASBEE 熊本《新築等》評価ツールにおける増築や既存に関する取扱い

■別記第8号様式（規則第29条・第30条関係） 関連

◎増築【ケース1】既存部分と増床部分を明確に区分して考えることができる場合
（例：隣接して建築物を新築し、渡り廊下で繋ぐなど）

- ・建築物全体をCASBEE熊本《改修》で評価することを原則とします。
- ・なお、既存部分を改修しない場合には、既存部分はCASBEE熊本《既存》の評価基準で評価し、増築部分はCASBEE熊本《新築》の評価基準で評価することになります。
- ・ただし、増築部分が独立した建物として評価できる場合には、その部分のみをCASBEE熊本《新築》に準拠して評価することもできます。

◎増築【ケース2】既存部分と増床部分が不可分な場合
（例：吹抜部分に床を増床する、屋上にペントハウスを増床する など）

- ・建築物全体をCASBEE熊本《改修》で評価することを原則とします。
なお、その場合には、改修対象外はCASBEE熊本《既存》に準拠し、改修対象はCASBEE熊本《新築》に準拠して評価します。
- ・ただし、既存部分を含め、建築物全体をCASBEE熊本《新築》に準拠して評価することもできます。

◇別記第11号様式（規則第34条関係） 関連

- ・CASBEE熊本《既存》は、竣工から約1年以上の運用実績に基づき評価を行います。このため、竣工後1年以内の建築物を評価する場合には、CASBEE熊本《新築》により評価をしてください。
- ・なお、新築、増築、改築から竣工後3年未満の既存建築物であれば、CASBEE熊本《新築》による評価でも構いません。
- ・また、改修から竣工後3年未満の建築物であれば、CASBEE熊本《改修》による評価でも構いません。

05 熊本県の重点評価事項

- ・ 本県の地域特性や「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」の理念や考え方を念頭に、CASBEE 熊本評価ツールにおいて次の4つの重点評価事項を設定しています。
- ・ CASBEE熊本《新築等》評価ツールにおけるスコアシートへの入力により、自動的に「熊本県重点評価結果スコアシート」等へ転記・反映されます。
- ・ 熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議シンボルマーク「×（バツテン）温暖化」の数が多いほど良い結果となります。

【重点評価事項：CASBEE 熊本との関連付け】

重点評価事項1 温室効果ガス排出量削減の推進

建築物の断熱性能向上や省エネ性能向上に係る項目、太陽光など自然エネルギー利用にかかる項目、材料使用量の削減に係る項目等により評価します。

CASBEE熊本《新築、改修、既存》評価項目	考え方
①外皮性能 Q1-2.1.2	①建築物の断熱性能の向上
②昼光利用設備 Q1-3.1.3	②建築物の省エネ性能の向上
③昼光制御 Q1-3.2.1	③建築物の省エネ性能の向上
④建物外皮の熱負荷抑制 LR1-1	④建築物の断熱性能の向上
⑤自然エネルギー利用 LR1-2	⑤太陽光発電等の利用促進等
⑥設備システムの高効率化 LR1-3	⑥建築設備の省エネ性能の向上
⑦材料使用量の削減 LR2-2.1	⑦製造エネルギーの使用量削減
⑧交通負荷抑制 LR3-2.3.3	⑧交通渋滞抑制への取組

重点評価事項2 安全安心で暮らしやすい社会の実現

建物のバリアフリーやユニバーサルデザイン、耐震性、防犯、緑化等にかかる項目により評価します。

CASBEE熊本《新築、改修、既存》評価項目	考え方
①バリアフリー計画 Q2-1.1.3	①ユニバーサルデザイン、バリアフリー
②耐震性 Q2-2.1.1	②建築物の耐震性の向上
③生物環境の保全と創出 Q3-1	③敷地内緑化、建物緑化、生物環境の保全
④地域性・アメニティへの配慮 Q3-3	④地域との連携、防犯、敷地内緑化等
⑤温熱環境悪化の改善 LR3-2.2	⑤敷地内緑化、建物緑化、風通し等

重点評価事項3 地域資源の有効活用と保全

地域産材の活用やまちなみ・景観の保全、地下水の保全等にかかる項目により評価します。

CASBEE熊本《新築、改修、既存》評価項目	考え方
①まちなみ・景観への配慮 Q3-2	①まちなみ・景観の保全、地域産材の活用
②節水 LR2-1.1	②地下水の保全
③雨水利用システム導入 LR2-1.2.1	③地下水の保全
④持続可能な森林から算出された木材 LR2-2.5	④地下水の保全、地域産材の活用

重点評価事項4 循環型社会の実現

部品・部材の耐用年数、対応性・更新性、既存建築躯体等の継続使用、リサイクル材の使用など3R（Reduce, Reuse, Recycle）にかかる項目により評価します。

CASBEE熊本《新築、改修、既存》評価項目	考え方
①部品・部材の耐用年数 Q2-2.2	①廃棄物を減らす
②対応性・更新性 Q2-3	②廃棄物を再利用する、減らす
③既存建築躯体等の継続使用 LR2-2.2	③廃棄物を再利用する、減らす
④躯体材料におけるリサイクル材の使用 LR2-2.3	④リサイクル、廃棄物を減らす
⑤躯体材料以外におけるリサイクル材の使用 LR2-2.4	⑤リサイクル、廃棄物を減らす

【熊本県重点評価結果 スコアシート】

重点評価事項ごとに関連づけられたCASBEEの評価項目の評価点を利用し、独自の重み付けにより、総合評価点を自動的に計算します。

熊本県重点評価結果 スコアシート ※手動入力は不要		実施設計段階
建物名称	熊本県庁(行政棟)本館庁舎	

■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2016(v3.0)

■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2016年版

熊本県重点評価結果				総合評価点	78
重点事項			評価点	重点事項 重み係数	評価配点
重点項目(配慮項目)	スコア	重み 係数			

【性能表示シートや評価結果シートにおける表示例】

■熊本県重点評価基準

判定値(評価点)	ランク表示
100点以上	
80点以上100点未満	
60点以上80点未満	
40点以上60点未満	
40点未満	

条例集

01 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、熊本県環境基本条例(平成2年熊本県条例第49号)の本旨に従い、地球温暖化の防止に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって温室効果ガスの排出量が自然界の吸収量に相当する量以内に削減されると同時に生活の豊かさを実感できる社会(以下「低炭素社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大气中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- (5) 建築主等 建築主(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第16号に規定する建築主をいう。第32条において同じ。)又は建築物(同法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の所有者若しくは管理者をいう。
- (6) 環境保全活動団体 地域地球温暖化防止活動推進センター(法第24条第1項の規定により知事が指定するものをいう。第48条において同じ。)その他の環境の保全に関する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。
- (7) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるものを利用して得ることができるエネルギーをいう。

（基本理念）

第3条 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 県、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体が温室効果ガスの排出を抑制した事業活動及び生活様式への見直しを図るなど、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むこと。
- (2) 県、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体の相互の連携及び協働による地球温暖化対策が総合的かつ計画的に推進されること。
- (3) 地球温暖化対策と熊本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上との両立が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、事業者、県民、建築主等、環境保全活動団体、旅行者及び市町村と連携し、及び協働して、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置を自主的かつ積極的に講ずるほか、地域社会における地球温暖化の防止を図るための活動に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

（建築主等の責務）

第7条 建築主等は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 建築主等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第32条 建築主であって、規則で定める規模以上の新築、改築又は増築をしようとする者(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第18条各号のいずれかに該当する建築物に係る建築主を除く。以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を定めた計画(以下「建築物環境配慮計画」という。)を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 特定建築主以外の建築主は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、建築物環境配慮計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮変更計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(建築物工事完了届出書の作成等)

第33条 前条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物環境配慮計画書に係る建築物の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、工事の完了に係る事項を記載した届出書(以下「建築物工事完了届出書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(建築物環境性能届出書の作成等)

第34条 建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施している措置その他の環境への配慮に関する事項を記載した届出書(以下「建築物環境性能届出書」という。)を作成し、知事に提出することができる。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第35条 知事は、次の各号に掲げる書類のいずれかの提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

- (1) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
- (2) 第32条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書
- (3) 第33条に規定する建築物工事完了届出書
- (4) 前条に規定する建築物環境性能届出書

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供)

第36条 次の各号に掲げる書類のいずれかを提出した者で、建築物の販売又は賃貸を業とするものは、当該建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、規則で定めるところにより、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
- (2) 第34条に規定する建築物環境性能届出書

(顕彰)

第47条 県は、地球温暖化対策の推進に関し、特に優れた取組を行った事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体の顕彰に努めるものとする。

(指導及び助言)

第49条 知事は、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体がこの条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

第50条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる書類のいずれかを提出した者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 第17条第1項又は第3項に規定する事業活動温暖化対策計画書
- (2) 第29条第1項又は第2項に規定するエコ通勤環境配慮計画書
- (3) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
- (4) 第34条に規定する建築物環境性能届出書

(勧告)

第51条 知事は、特定事業者(第17条第5項第1号の規則で定める事由に該当することとなった特定事業者を除く。)、特定規模事業者(第29条第4項第1号の規則で定める事由に該当することとなった特定規模事業者を除く。)又は特定建築主(第32条第3項の規定による建築物環境配慮計画の変更により、特定建築主に該当しなくなった場合における当該特定建築主を除く。))が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (3) 正当な理由なく、第32条第1項に規定する建築物環境配慮計画書又は同条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

(公表)

第52条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(市町村条例との関係)

第53条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができる認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

- 2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。

(規則への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

※本条例は環境生活部の所管です。施行期日・経過措置等の履歴などの詳細については、[県Webサイトの例規集](#)にてご確認ください。

02 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第7号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 水力
- (2) 地熱
- (3) 太陽熱
- (4) 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前2号に掲げるものを除く。)
- (5) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。))をいう。次号において同じ。))以外のものをいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、エネルギー源として利用することができるもの(化石燃料及び原子力を除く。)のうち、永続的に利用できると認められるものであって、知事が別に定めるもの

(特定建築主に該当することになる新築等の規模)

第27条 条例第32条第1項の規則で定める規模は、床面積(改築又は増築の場合にあつては、当該改築又は増築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートルとする。

(特定建築主に該当することとなる行為)

第28条 削除

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第29条 条例第32条第1項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を対象として、**工事の着手の予定の日の21日前までに、建築物環境配慮計画書(別記第8号様式)により行うものとする。**

(特定建築主以外の建築主による建築物環境配慮計画書の作成等)

第30条 条例第32条第2項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出については、前条の規定を準用する。

(建築物環境配慮変更計画書の作成等)

第31条 条例第32条第3項の規定による建築物環境配慮変更計画書の作成及び提出は、変更に係る工事の着手の予定の日の15日前までに、**建築物環境配慮変更計画書(別記第9号様式)により行うものとする。**

(軽微な変更)

第32条 条例第32条第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の変更のうち、環境配慮評価結果が変わらないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が軽微と認める変更

(建築物工事完了届出書の作成等)

第33条 条例第33条の規定による建築物工事完了届出書の作成及び提出は、工事完了後15日以内に、**建築物工事完了届出書(別記第10号様式)により行うものとする。**

(建築物環境性能届出書の作成等)

第34条 条例第34条の規定による建築物環境性能届出書の作成及び提出は、建築物環境性能届出書(別記第11号様式)により行うものとする。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第35条 条例第35条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供)

第36条 条例第36条の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第32条第1項若しくは第2項に規定する建築物環境配慮計画書、同条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書又は条例第34条に規定する建築物環境性能届出書に記載した建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のための措置及び環境配慮評価結果
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**※本施行規則は環境生活部の所管です。施行期日・経過措置等の履歴などの詳細については、
県Webサイトの例規集にてご確認ください。**